

修正申告書の書きかた等（令和5年分用）

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入してください（申告書第一表の「㉑」欄、「㉒」欄及び「㉓」欄を除き、修正前の課税額等を記入する必要はありません。）。
- 2 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和㊦年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の「修正」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
 - (3) 申告書第一表の「㉑」欄及び「㉓」欄は、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから金額を転記してください。
 - (4) 申告書第一表の「㉒」欄は、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正の通知書などに記載された、納税猶予税額（農地等、株式等、特例株式等、医療法人持分、事業用資産）の合計額を記入してください。
 - (5) 「この申告が修正申告である場合の異動の内容等」の欄には、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由等（注）を記入してください。
 （注）記載例は次のとおりです。
 - ・ 特例適用誤り（国税一郎（兄）からの贈与について、誤って特例税率を適用していたため。）
- 3 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和5年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の「修正」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 4 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和5年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の「修正」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和㊦年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の「修正」の文字を○で囲んでください。
 - (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 納付すべき税額（申告書第一表の「㉔」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表）を提出する日までに納付してください。
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 （注）	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

（注）延滞税の割合は、次のとおりです。

- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 期限内申告書を提出している場合において、その法定申告期限から1年を経過する日以後に修正申告書を提出した場合（重加算税が課された場合を除きます。）には、その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間については、延滞税の計算期間から控除されます。
- 期限後申告書を提出している場合において、その提出をした日の翌日から起算して1年を経過する日以後に修正申告書を提出した場合（重加算税が課された場合を除きます。）には、その期限後申告書を提出した日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間については、延滞税の計算期間から控除されます。